



# FCV クラブ規約

## 1、参加資格

下記条件を満たすこと

- (1)チームメイト及び他クラブ員に迷惑を掛けないこと ⇒他人への迷惑行為があった場合は原則、退団していただきます
- (2)下記費用を支払うこと
  - ・練習用シャツ ・年会費 ・月会費
  - ⇒毎月1日(1日が土日の場合は平日の最初の日)にゆうちょ銀行より引落します
  - ⇒会費を1ヶ月以上滞納された場合は退団していただくこともあります

## 2、休団、退団の手続き

- (1)休団・退団は代表に連絡し、申し出をした日の翌月に認められる
  - ⇒尚、会費の返金は致しません。退団の申し込みのあった日の翌月までの月謝は納入して下さい
- (2)休団中の会費は必要ありません
  - ⇒休団の連絡ない場合は月謝が必要となります(事後報告も月謝が必要となります)

## 3、傷害保険

- (1)入団時に加入していただきます【4月(もしくは加入時)～翌年3月末】
- (2)クラブ活動中の傷害事故における保障及び責任は、加入する保険会社の約款以内とする。(下記が主たる例)

**おケガをされた場合のサービス**

<b>スクール中の事故</b>  飛んできたボールが当たりケガをした。	<b>天災事故</b>  大きい地震で天井の一部が崩れケガをした。	<b>特定疾病の事故</b>  熱中症で倒れ病院に運ばれた。	<b>往復途上の事故</b>  スクールへ行く途中、交通事故に遭いケガをした。
---	---	--------------------------------------	---

**クラブ活動中の賠償事故に対するサービス**

<b>対人事故</b>  生徒が蹴ったボールが通行人に当たりケガをさせてしまった。	<b>対物事故</b>  蹴ったボールが隣家に直撃、窓ガラスを破損した。
---	--

### 補償額

災害補償サービス	ケガ等による死亡	1,000万円
	後遺障害	最高1,000万円
	入院日額	4,000円
	手術保険金	手術に応じて入院日額の10倍、20倍、40倍
	通院日額	1,500円(最大7日)

賠償金補償サービス	賠償	対人	1名:1億円、1事故:5億円
(お支払いする限度額)	(免責:0円)	対物	1事故:5,000万円

※上記に当てはまらない事故もあります

## 4、個人情報

入団後、選手プロフィールの提出、当クラブチームのホームページ(以下HP)に選手の氏名、写真を掲載します。尚、個人情報は①雨天時など当日の変更連絡、②HP閲覧などの目的以外での使用、観覧、提示はしません。

キリトリ

### 入団申込書

私は上記すべての規約に同意し、FCV可児への入団を申し込みます。

尚、申込人の保護者は自己責任の原則で、下記の選手がFCV可児の活動に参加することを承諾します。

また、クラブ活動中の負傷、死亡事故等については、加入する傷害保険の補償を超える場合には保護者が責任を持ち貴クラブには名目の如何を問わず金銭的要求を行いません。

年 月 日

住所: 〒

選手氏名:

生年月日:

保護者氏名: 印

電話番号: